

## 特集1 《著作権》

# 企業アーカイブを活用するための 著作権の処理

—著作権法第52条の「無名」の解釈—

会員・森永製菓株式会社 人事総務部 櫻田 賢



## 要 約

ポスター等の企業資料を自社企業で利用する場合でも著作権の処理が必要である。本稿は、企業アーカイブとして保管してあるポスターや商品パッケージを利用するため森永製菓で行われている著作権の処理手順を説明した。まず、著作権判断フロー図を構築し、そのフロー図を使い、森永製菓が有している著作物を、会社に著作権があり自由に使用できる著作物、パブリックドメインとして使用できる著作物、それとも現在使用できない著作物に分類した。また、著作権法第52条の「無名」の解釈について著作権者の権利保護と文化的所産の公正な利用を促進することを目的としてその解釈と判断基準を提案した。「無名」とは、「一般的に知られていない」者と解すべきであり、「一般的に知られていない」の判断基準は、裁定を申請するための調査によって著作者の没年が不明な者や著作権者と連絡がつかない者であるとした。

## 目次

1. 序論
2. 著作権判断フローの構築と具体的な処理方法
  2. 1 著作権判断フロー図の説明
  2. 2 具体的な処理手順
3. 著作権法第52条の「無名」について

## 1. 序論

2013年6月10日に「森永ミルクキャラメル」は、発売されて100周年を迎えた。森永製菓株式会社（以下「森永製菓」とする）は、「森永ミルクキャラメル」100周年を記念して、発売当時のデザインを復刻した「森永ミルクキャラメル」記念缶を取引先等の関係する企業に配布し、また現行の「森永ミルクキャラメル」のパッケージ内面に過去の森永ミルクキャラメルのポスターを印刷した。その「森永ミルクキャラメル」は、100年以上もの間ほとんどそのパッケージデザインを変更されることがなかったので、2014年にはグッドデザイン・ロングライフデザイン賞が授与された。なお、「森永ミルクキャラメル」の文字を含むパッケージデザインは、商標登録されています。

また、2011年11月3日から2012年1月9日までの間、東京都渋谷区のたばこと塩の博物館で「特別展 森永のお菓子箱 エンゼルからの贈り物」が開催され、森永製菓の過去の商品パッケージ、ポスター、CM

等の企業資料が展示され、大盛況を博した。

これまでたばこと塩の博物館では、「時代を映す街角のアート 日本たばこポスター 1901-2000」と題して2005年3月5日から4月17日まで、20世紀の街角を飾った日本のたばこポスターを展示するとともに、たばこパッケージのデザインの系譜を紹介していた。さらに、同博物館は、2009年4月18日から5月29日に、「デザインのか たばこにみる日本デザイン史」と題して数多くのたばこのポスターを展示していた。

たばこのデザインやポスターに関しては、戦後日本のたばこのパッケージデザインの変遷を系統的に取りまとめた本も出版されており、この本にはたばこのパッケージデザインのみならず数種類のたばこのポスター及び雑誌広告が掲載され、たばこのデザインやポスターを通じて時代の変化を把握することができる貴重な資料となっている<sup>1)</sup>。

その他にも資生堂の研究紀要である「おいでるみんな」には、数多くの論文と共に資生堂の商品の写真やポスター、書籍、写真が多数掲載されている。資生堂は、商品、パッケージ、書籍、写真を自社の文化資産と位置づけ、お客様とのコミュニケーションをする場としてハウスオブシセイドウという企業文化施設を有していた<sup>2)</sup>。

さらにまた、2014年4月1日から日本橋三越本店で

は、三越ライオン像 100 歳を祝うイベントとして三越伊勢丹大誕生祭が開催され、本館 1 階中央ホールでは、「新館落成」等当時のポスターが「当時の三越の宣伝広告」のコーナーに展示されていた。

このように歴史のある企業は、商品、ポスター、CM、POP 等の販促物、看板、機械、社内報、創業者に関するもの等、企業活動の歴史的資料を企業アーカイブとして保管し、商品の販促や創業の節目に利用するとともに、日本産業史を理解する貴重な資料を提供している。これら、ポスター、CM を初めとする著作物は、その利用にあたっては、例えばポスターをパッケージに印刷して利用する場合は、著作物の複製に相当し、トリミングして利用する場合は、著作物の変形に相当し、必ず著作権の処理が求められる。

著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まり、原則として著作者の死後 50 年を経過するまでの間、存続する（著作権法第 51 条）と規定されている。著作権法は、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」を法目的としている。この著作権法の法目的に沿うならば、著作権法は、著作者の権利を保護するだけでなく、文化的所産の公正な利用を行うことで、文化を発展に寄与することも求めている。

文化的所産の公正な利用について言及すると、著作権の保護期間が過ぎた著作物については、例えば「青空文庫」や「著作権切れの映画の DVD」で利用されている。「青空文庫」においては、ネット上で著作権の保護期間が過ぎた著作物を自由にダウンロードして利用することができ、「著作権切れの映画の DVD」においては、非常に格安で販売されているので手軽に映画を楽しむことができ、我々の暮らしに豊かさを提供している。

このことについて、2014 年 1 月 1 日より吉川英治の作品が青空文庫で読めるようになったと話題になり、柳田國男、野村胡堂、谷崎潤一郎及び江戸川乱歩の作品も 2016 年 1 月 1 日までは著作権の存続期間が満了し、パブリックドメインとして利用できるよくなるとの報告がある<sup>3)</sup>。また、著作権切れ映画の DVD ビジネスに関して、新しいビジネスとして成立してい

ると報告されている<sup>4)</sup>。

同様に、国立国会図書館では、著作権の保護期間が過ぎた著作物を文化的所産と位置づけ、文化的所産の公正な利用を促進するために「著者の没年を調べる」と題した解説書を提供し、同館のホームページでも「著者の没年を調べるには」として没年の調べ方を紹介している<sup>5) 6)</sup>。ここでは、NDL-OPAC（国立国会図書館の蔵書データベース）等を利用したインターネットサイトを調べる方法、「文化人名録」等を利用した図書で調べる方法、新聞データベースを利用した新聞記事（訃報など）から調べる方法が紹介されている。

さらに、権利者が不明な著作物等の利用について、著作権法は、裁定による公正な利用の手段を規定している。文化庁は、ホームページで「裁定の手引き」を掲載して権利者が不明な著作物等の利用について一定条件下でこれら著作物を適法に利用できる手続きを説明している<sup>7)</sup>。すなわち、裁定手続きは、著作権の存続期間が明らかで、著作権者が不明の場合であって、著作物をどの程度複製するのかその数が明らかな場合に非常に有効である。事実、多くの著作物で裁定制度により公正な利用が図られている。その一方で、著作権者の没年が不明であるもののその著作権者の誕生年から著作権の存続期間が確実に過ぎている疑いがかかり高い場合であっても、裁定制度を利用すると補償金を供託する必要がある。この供託金について、権利者が現れなかった場合でも供託金の返還は行われないうのである。裁定制度については、このような問題点も存在する。

以上のことから本論文は、企業アーカイブとして保管してあるポスターや商品パッケージを利用するため森永製菓で行われている著作権の処理手順を説明するとともに、著作権法第 52 条の「無名」の解釈について実務面からその判断基準を提案し、著作権者の権利保護と文化的所産の公正な利用を促進することを目的とする。

## 2. 著作権判断フローの構築と具体的処理方法

森永製菓では、過去の著作物を利用する際にこれまで判断基準がなかった。そのため個別に専門家に相談したり、著作権の存続期間が経過していることを確認して使用可能としていた。そうすると、1つ1つの著作物の使用可否を判断するために多くの時間が費やさ

れ、また重複案件も生じ、作業効率が低かった。そこで、外部専門家のアドバイスを仰ぎながら著作物を使用可能かどうか効率よく判断できる著作権判断フロー図(図1)を作成した。著作権判断フロー図は、まずその著作物について自社が著作権者であるかどうかで区別した。これは、自社が著作権者となった場合、その著作物を自由に複製、改変することが可能であり、最も利用しやすくなるからである。続いて、自社が著作権者でない場合、パブリックドメインに該当するかどうかで区別した。著作権が存続期間満了により消滅したパブリックドメインに該当すれば自由に複製することができるからである。

森永製菓では、社内のポスターについて著作者名、著作者の所属、公表年月日を記録している。この記録を利用してすべての社内ポスターについて使用できる

どうかこのフロー図に基づいて判断した。

## 2. 1 著作権判断フロー図の説明

著作権判断フロー図では、まず初めに森永製菓が著作権者であるかどうかで区別した。森永製菓が著作権者となるには、「森永製菓の従業員が職務上作成したものであり、森永製菓名で公表した」場合にした。この場合に該当する場合、森永製菓の社員による職務上の著作物なので、その著作権は、森永製菓に帰属することにした。ここで、現行著作権法第15条の「職務上作成する著作物の著作者」の規定いわゆる法人著作の規定は、昭和46年1月1日に施行された著作権法で初めて導入された。そうすると、条文上は、法人著作が認められる範囲は、上記改正法が施行された後となる。しかしながら、上記改正法が施行される前に法人

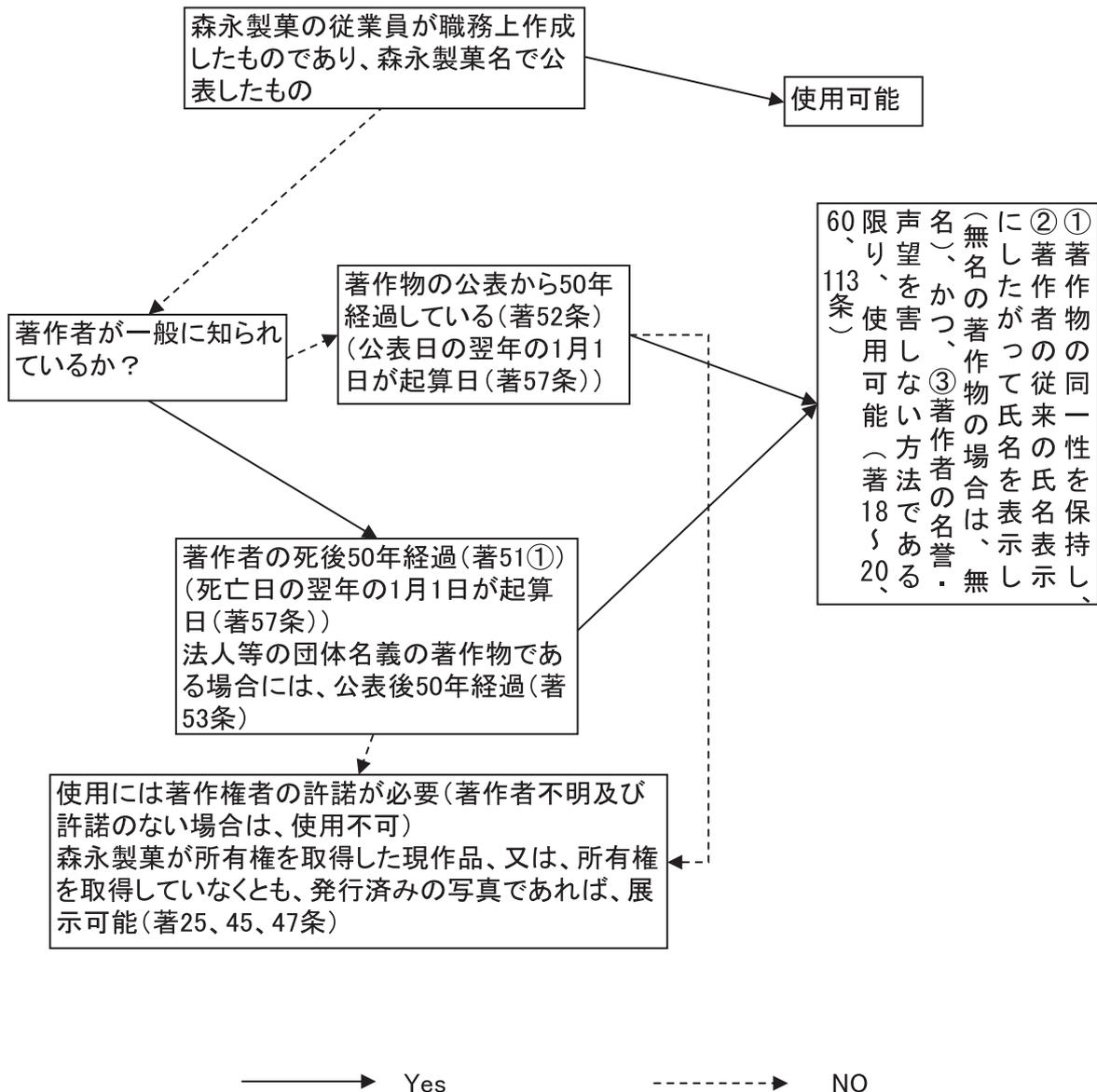


図1 著作権判断フロー図

著作を認める裁判所例が存在する<sup>8)</sup>。この判決は、「旧著作権法下にあつても、第六条（官公衛学校社寺協会会社その他の団体がその著作名義をもつて公表した著作物の著作権の存続期間を規定 括弧内著者挿入）の如き規定の存在していたことからみて、団体が原始的な著作権者となりうる場合のあることを予定していたものと解することが十分可能であり、旧著作権法の下にあつても、現行著作権法第十五条が規定する如く、法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者において職務上作成する著作物で、その法人等がその著作名義のもとに公表するものと認められるものについては、その著作物の著作権は別段の定めがない限り、その法人等であつて、その法人等が原始的に著作権を取得するものと解するのが相当である。」と解し、昭和46年以前においても現行法と同じ法律要件で法人著作を認めた。よって、このフロー図において、職務著作が規定される前であっても法人著作を認める立場を取った。我々は、この立場に立ち、森永製菓に著作権が帰属していると判断した場合には、森永製菓がその著作物を自由に利用できることにした。

一方、森永製菓が著作権者ではない場合、「著作者が一般に知られているか」どうかによって場合分けし、著作者が一般的に知られている場合は、著作権法第51条を適用して、著作者の死後50年を経過している場合は、パブリックドメインとして使用できることにした。他方、著作者が一般的に知られていない場合、無名又は変名の著作物とした著作権法第52条を適用することにした。いずれの場合でも、例え著作権法第51条又は第52条の著作権の保護期間が経過したとしても、著作物の同一性を保持して、著作者の従来の氏名表示にしたがって氏名を表示し、かつ、著作者の名誉、声望を害しないような方法でのみ使用することにした。なお、このフロー図では著作権法第51条と第52条の適用を分けるために「著作者が一般的知られているかどうか」を基準とした。この基準の根拠は、一般的に「無名」とは「世間に名が知れていないこと」とだからである<sup>9)</sup>。

著作権判断フロー図による判断の結果、著作権の保護期間が満了していない著作物については、「使用にあたり著作権者の許諾が必要」とし、著作権者の許諾がない限り使用しないようにした。

## 2.2 具体的な処理手順

はじめに著作物とその著作者のリストを作成した。リストでは、著作者が不明の場合は、「著作者不明」とし、著作者が分かる場合は、氏名の他に「会社従業員」又は「外部委託者」と著作者の属性も記載した。

著作者が「会社従業員」に属した場合、その著作者が作成した著作物について森永製菓名で公表したものであるかどうかを確認した。さらに、当時の著作者（デザイナー）は、森永製菓に雇用されていた期間が短かったので、当時の従業員目録で森永製菓の在職期間と著作物の公表時期が一致するかどうかも著作物毎に確認した。この二つの確認を経て「森永製菓の従業員が職務上作成したものであり、森永製菓名で公表したもの」に該当した場合は、職務著作として森永製菓に著作権があるとした。なお、確認した範囲では、「会社従業員」の区分であつて、かつ著作物の公表時期が在職期間内にある著作物は、すべて森永製菓名で公表されていた。

その一方で、「森永製菓の従業員が職務上作成したものであり、森永製菓名で公表したもの」に該当しない著作物についての著作者（「会社従業員」に属しているものの著作物の公表時期が在職期間内にあたらない場合）並びに「著作者不明」および「外部委託者」に属する著作者は、「森永製菓の従業員が職務上作成したものであり、森永製菓名で公表したもの」に該当しないので、「著作者が一般に知られているか」どうかを判断することになった。

「著作者不明」の場合は、無名著作物に該当し、当然「著作者が一般に知られていない」ので、著作物の公表から50年を経過している著作物に限り使用可能とした。森永製菓では、「著作者不明」の著作物はすべて公表から50年を経過しており、いずれも使用可能であった。

次に、「外部委託者」および在職確認できなかった「会社従業員」に属する著作者が一般的に知られているかどうか検討した。しかし、「一般的に知られている」かどうかを判断する基準がなく、一概に判断できなかった。そのため、それぞれの著作者の没年を調べた。没年の調査に当たっては、簡易的にインターネットの検索エンジンを使用した。この作業で8名の「外部委託者」に属していた著作者の没年が明らかとなった。しかし、6名の「外部委託者」および在職確認できなかった「会社従業員」に属する著作者の没年は、簡

易調査で明らかとならなかった。これら6名の内の3名は、インターネットの検索エンジンを使用した簡易調査で1件も本人らしい記事は見いだせなかった。さらに、後述する残り3名と同じ調査でもこの3名に関する記事が1件も見いだせなかった。以上のことから、この3名については、「著作者が一般的に知られていない」として公表から50年を経過した著作物を使用可能とした。一方、残りの3名については、国立国会図書館の「著者の没年を調べる」解説書や国会図書館のホームページの「著者の没年を調べるには」に紹介されている方法で調査した。調査は、国立国会図書館において2013年5月24日から同年6月10日までの期間に行った。まず国立国会図書館のホームページを利用した。国立国会図書館のホームページでは、NDL-OPAC、近代デジタルライブラリー、国立国会図書館デジタル化資料が提供され、これらを用いて著作者の氏名を検索し、没年を調べた。国立国会図書館のホームページで提供されているデータベースの検索で、著作者の没年が判明しない場合、著作権者（著作者、継承者）の連絡先を調べる「著作権台帳」や「著作権者名簿」の他、著作者の没年を調べる「人物物故代年表」、「現代物故者辞典」を利用した。さらに調査対象が美術の著作者であることから、「日本美術家辞典」、「美術年鑑」、「美術名典」等を利用した。その他に新聞記事を「ヨミダス歴史館」（読売新聞の記事検索システム）、「聞蔵Ⅱビジュアル」（朝日新聞の記事検索システム）、「毎索」（毎日新聞記事検索システム）を利用して調査した。具体的に調査した範囲は、表1に記載した。なお、本論文では、没年が不明であった上記2名の「外部委託者」をA氏、B氏とし、在職確認できなかった「会社従業者」に属する著作者をC氏とした。調査結果は、下記の通りであった。

#### 調査結果

インターネットの検索エンジンを使用した簡易調査では、A氏からC氏の没年を見つけられなかった。しかし、A氏、B氏、C氏の3名の記載を確認した。以下、それぞれの著作者について調査結果を示す。

#### A氏

インターネットの検索エンジンは、「Yahoo Japan」を利用し、2013年6月5日にA氏の氏名で検索した結果、142件ヒットした。ヒットした内容は、東京芸

術大学大学美術館所蔵品DBに作品が所蔵されていること、オークションのサイトで本人の絵画が販売されていることさらに、ある美術会の設立メンバーであることが判明した。NDL-OPACを用いて検索したが、1件もヒットしなかった。また、新聞データベースのヨミダス歴史館で1952年（昭和27年）3月13日号に本人の写真入りの記事が存在し、1958年（昭和33年）9月24日に記事の挿絵があること、1961年（昭和36年）9月13日号に日本橋室町の画廊で個展の開催案内を確認した。

上記美術会の事務局に問い合わせたところ昭和26年から昭和28年の住所地が明らかとなった。また、日本美術年鑑の出版社（独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所）に本人について問い合わせたところ昭和43年の住所地と電話番号が明らかとなった。しかしながら、電話は不通であり、手紙はあて先不明で戻ってきた。以上の調査によってもA氏の没年は明らかとならず、A氏の連絡先も判明しなかった。

#### B氏

A氏と同日においてインターネットYahoo JapanによるB氏の氏名による検索で721件ヒットした。ほとんど本人に関する記事であった。NDL-OPACによる検索では、1件ヒットし、B氏の著作物が文化庁の裁定を受けてデジタル公開されていた。また、新聞データベースの聞蔵Ⅱビジュアルでは、9件ヒットし、いずれも本人に関する記事であった。1928年（昭和3年）6月25日の朝日新聞に、B氏が40歳であることが明記されていた。従って、B氏は、1888年前後に生誕したと推察できた。しかしながら、B氏の没年は明らかにできなかった。一方、NDL-OPACによって裁定による著作物の利用が認められていることより、B氏の著作物は、裁定手続きを経ると、使用できると判断した。

#### C氏

A氏と同日においてインターネットYahoo JapanによるC氏の氏名による検索で367件ヒットした。本人の記事は、東京国立近代美術館本館・工芸館企画出店作品作家総索引で見つけたのみであった。NDL-OPACの検索で9件ヒットしたもののすべて別人であった。また、その他のいずれの調査資料にも本人の記事は見当たらなかった。よって、C氏の没年は

明らかとならなかった。

上記の通り、「外部委託者」および在職確認できなかった「会社従業員」に属する著作者3名の没年について詳細に調査を行ったが、いずれも没年を見出すことはできなかった。

調査結果より、簡易調査によって著作者の没年が判明した著作物については、著作者の没年より使用可能であること又はいつから使用できるのかを確認した。一方、没年が不明な著作者については、調査内容および調査結果を記録し、使用する際にいつでも裁定手続きを行えるようにした。なお、裁定申請には、上記調査の他、「広く一般に対して権利者に関する情報提供を求めること」が求められており、日刊新聞紙に権利者に関する情報を求める旨の広告を出したり、著作権情報センターのホームページに広告記事を掲載することが手続き上必要である。そのため、裁定利用にあたっては手続き期間を考慮する必要がある。

### 3. 著作権法第52条の「無名」について

著作権法第52条第1項は、「無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後50年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後50年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後50年を経過したと認められる時において、消滅したもとする。」と規定されている。著作権法上「無名」あるいは「無名の著作物」に対する定義規定は存在しない。そのため、今回構築した著作権判断フロー図においては、広辞苑によると「無名」とは「①名を記さないこと。②名の分らないこと。③世間に名が知れていないこと。名高くないこと。⇔有名。④名義の立たないこと。正しい理由のないこと。」と解釈され、このうち③の「世間に名が知れていないこと」すなわち、「一般的に知られていない」者と解した<sup>9)</sup>。その一方で、塩澤は、著作権法14条から解釈して「「無名」とは、著作物の現作品に、または著作物の公衆への提供もしくは提示の際に、著作者名等が通常の方法により表示されていないことと解するのが相当である。」と解釈している<sup>10)</sup>。同様に、加戸は、「無名の著作物」を「著作者名が表示されていない著作物」とであると定義づけている<sup>11)</sup>。

しかしながら、加戸は、著作権法第52条の趣旨を「本条は、無名・変名の著作物について、著作者の死亡時期を客観的に把握することが困難であり、第51条第1項の原則的保護期間により難しいところから、死亡時点を把握できる特殊な場合を除き、公表後50年をその著作物の存続期間とすることとしたものであります」と解説しており<sup>11)</sup>、この解説に基づくならば「無名」とは一般的に知られていない者と解する方が第52条の趣旨に沿う。また、第52条第2項第1号で変名において周知性を要求していることから「無名」の解釈においても同様に名が一般的に知られていない者と解するべきである。以下に立法面と実務面からの根拠を示す。

著作権法第1条の「著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること」との法目的に沿うならば権利者の適正な保護と著作物の適正な利用促進を行う必要があり、著作権法第52条但書には「ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後50年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後50年を経過したと認められる時において、消滅したもとする。」と規定され、たとえ「無名の著作物」であっても著作者の死後50年を経過していると認められる場合には、原則に戻って著作者の権利保護と著作物の適正な利用促進を図っている。しかし、没年が不明な一般的に知られていない著作者の場合、没年が不明なことによってその著作物の利用が制限され、引いては、有名な著作権者よりも保護期間が著しく長くなる不具合も生じるため、法目的に沿わない事態も発生する。この点について、Tsuchitaniは、「著者死没年があきらかでなく刊行や発表から相当年数経過した、あるいは著者死没年が明らかでまだ保護期間内であっても著作権の譲渡を受けた個人あるいは団体の所在が不明で、著作権の権利所在が明らかではないためにパブリック・ドメインとして取り扱えない著作物のことを「孤児著作物(Orphan works)」と呼びます。こうした著作物は、たとえば生物種としての人類の寿命に照らして著者死没から50年以上が経過しているとはほぼ確実に断定できる状態のものであっても、死没年が不詳であるために著者死没年数からの期間計算で著作権終了を判定する現在の著作権法においてはそのままはその著作物を永遠にパブリック・ドメイン扱いとすることができず、有効活用できないこととなります。」と問題点を指

摘している<sup>4)</sup>。そのため、「無名」とは、「一般的に知られていない」者として例えば裁定に準ずる調査をしても著作者の没年が不明な者や著作者または著作権者と連絡がつかない者と解することが著作権法の目的に沿うものとする。

また、上述のとおり「無名」とは、「有名」の対語であるところ、有名著作者の場合裁定に準ずる調査をすれば、著作者の没年を明らかにすることができ、さらに著作権者やその相続権者まで明らかにできる。このように有名な著作者においては著作権の保護と利用を図る実務的整備がなされている。その反面、一般的に名が知られていない者は、没年も明らかにならず、その著作権を相続した者も不明である。さらに、近年インターネット等の技術的進歩によって個人がホームページ等で自ら制作した映像、写真、絵画、音楽等の作品を発表する機会が多くなっている。今後これら著作物の著作権者と連絡が取れなくなったり、著作者の没年が不明になる場合が多々起こりうる。そうすると、実務面から「無名」とは、「一般的に知られていない」者と解するべきである。

ここで、「一般的に知られていない」との基準が問題になる。有名な著作者は、裁定を申請するための調査をすればその没年が明らかとなる。この場合、第51条を適用することができる。逆に、裁定を申請するための調査をしたとしてもその没年が明らかとならなかった者は、「無名」として第52条を適用することが法目的に沿う。よって、「一般的に知られていない」とは、裁定を申請するための調査を基準とするべきと考える。

さて、「無名」とは、「一般的に知られていない」者として裁定を申請するための調査をしても著作者の没年が不明な者や著作者または著作権者と連絡がつかない者と解するとした場合、前記塩澤や加戸の解釈と比較して氏名を表示した場合であっても一般的に知られていない著作者の場合、著作権法第52条が適用されるので、権利の保護期間が原則よりも短くなるとの指摘がある。この指摘に対しては、著作者の死後に著作物を公表することにより原則の保護期間よりも長くなる場合、例えば著作権法第52条第1項但書に規定された場合、も想定されており、絶対的に保護期間が原則よりも短くなることはない。付け加えて、無名の著作権は、著作権者自らが著作権者の実名登録を行うことにより原則どおりの保護期間を獲得する術が著作権

法第52条第2項第2号に規定されている。実名登録は、実名を示す資料として戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写しを手続き上必要書類としている<sup>12)</sup>。これら必要書類は、著作者の生年月日を知ることでき、さらに行政庁に問い合わせることで没年も調査可能である。しかしながら、現在文化庁は、実名登録において「無名」とは、著作物の現作品に、または著作物の公衆への提供もしくは提示の際に、著作者名等が通常の方法により表示されていないことと解する立場に立っており、実名で公表された著作物には、実名登録の適用は認めていない。この点において、文化庁が「無名」とは、「一般的に知られていない」者との緩やかな立場を取り、実名で公表された著作物であっても実名登録を行うことができれば、バランスよく著作権者の権利保護と著作物の利用に資するものとする。文化庁が実名で公表された著作物においても「無名」とは、一般的に知られていない者との立場を取り、実名登録を認めれば、著作権者自ら手続きによって権利保護の期間が原則どおり著作権法第51条を適用できるものとする。なお、著作権の移転については、文化庁において登録が可能である。従って、著作権を譲り受けた著作権者は、著作権者の自らの手段によって「無名」著作物に該当することを免れることができるため、「無名」を上記のように解しても不当に権利期間が短くなることはない。

さらに、「無名」とは、「一般的に知られていない」者として裁定に準ずる調査をしても著作者の没年が不明な者や著作者または著作権者と連絡がつかない者と解した場合、著作権法が裁定を制定した意味がないとの指摘もある。この指摘に対して、著作物の公表から50年を経過するまでは、裁定手続きが必要な著作物もあり、法が裁定を制定する意味はある。

以上のことから、「無名」とは、「一般的に知られていない」者と解すべきであり、その基準は、裁定を申請するための調査によって著作者の没年が不明な者や著作権者と連絡がつかない者である。そして、文化庁においてもこの立場を取り、実名で公表された著作物であっても実名登録を認める制度を導入すべきと考える。

#### 参考文献

- 1) たばこと塩の博物館、株式会社JTデザインセンター企画監

- 修. 2009. ポケットの中のデザイン史 日本のたばこデザイン 1945-2009. 株式会社美術出版社.
- 2) 柏倉由希子. 資生堂企業資料館研究紀要編集スタッフ 編 2012. 資生堂企業文化施設, ハウスオブシセイドウの開館から閉館まで, おいでるみん. 株式会社資生堂 企業文化部. Vol.24. pp.125-133.
- 3) 笹林 司. 2015. 「著作権切れ」作品が日本を救う?. WebR25 2015/1/30 日号. [http://r25.yahoo.co.jp/fushigi/wxr\\_detail/?id=20150130-00039880-r25](http://r25.yahoo.co.jp/fushigi/wxr_detail/?id=20150130-00039880-r25)
- 4) Tsuchitani. 2014. 名作の数々が次々と著作権切れに 過去の著作物は宝の山になるか. APPREVIEW ニュース・コラム 2014/4/30 日号. <http://app-review.jp/news/182463>
- 5) 国立国会図書館 人文総合情報室. 2013. 著作者の没年を調べる. 国立国会図書館 人文総合情報室.
- 6) 国立国会図書館. 2013. 著者の没年を調べるには (2013年3月11日更新版). [http://rnavi.ndl.go.jp/research\\_guide/ent](http://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-100009.php)
- ry/theme-honbun-100009.php
- 7) 文化庁長官官房著作権課. 2013. 裁定の手引き～権利者が不明な著作物等の利用について～. <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/c-1/pdf/saiteinotebiki.pdf>
- 8) 東京高裁 昭和 57 年 4 月 22 日判決 昭和 52(ネ)827.
- 9) 新村出 編. 1998. 広辞苑 第 5 版. 株式会社岩波書店. pp.2606.
- 10) 塩澤一洋. 半田正夫, 松田政行 編. 2009. 著作権法コンメンタル 2 [23 条～90 条の 3] 第 4 節保護期間. 株式会社勁草書房. pp.474-495.
- 11) 加戸守行. 2000. 著作権法逐条講義. 社団法人著作権情報センター. pp.314-318.
- 12) 文化庁長官官房著作権課. 2015. 登録の手引き 著作権に関する登録をお考えの方へ. [http://www.bunka.go.jp/chosakuken/touroku\\_seido/pdf/tebiki\\_ver08.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/touroku_seido/pdf/tebiki_ver08.pdf)
- (原稿受領 2015. 3. 18)

表2：出版物及びインターネットによる調査範囲

調査年月日	書籍の題号	出版社
一般		
2013/5/29	1999-2000 著作権者名簿	著作権情報センター
2013/5/29	著作権台帳 第26版	日本著作権協議会
2013/5/29	日本人名大辞典 (1979年)	平凡社
2013/5/29	大日本人名辞書	講談社
2013/5/29	20世紀日本人名事典	日外アソシエーツ
2013/5/29	人物情報事典 '83 II 学術・文芸・社会編	日外アソシエーツ
2013/5/29	人事興信録 第45版	興信データ
2013/5/29	昭和人名事典 (東京編) (昭和18年)	日本図書センター
2013/5/29	昭和人名事典II (東京編) (昭和32年)	日本図書センター
2013/5/29	昭和人名事典III (昭和38年)	日本図書センター
2013/5/29	人事興信録 第17版	人事興信所
2013/5/29	人事興信録 第19版	人事興信所
2013/5/29	日本紳士録 第47版	交詢社
2013/5/29	日本紳士録 第49版	交詢社
2013/5/29	人物物故大年表I (古代~1945)	日外アソシエーツ
2013/5/29	人物物故大年表II (1945~2004)	日外アソシエーツ
2013/5/29	日本人物文献目録 (1996 6刷)	平凡社
2013/5/29	追悼記事索引 (1991 - 2005)	日外アソシエーツ
美術関係		
2013/5/29	現代物故者辞典II 学術・文芸・芸術篇 (昭和元年~平成23年)	日外アソシエーツ
2013/5/29	現代日本人名録：物故者編 (1901~2000)	日外アソシエーツ
2013/5/29	2005年版 日本美術家事典	日本美術家事典社
2013/5/29	美術家索引 日本・東洋篇	日外アソシエーツ
2013/5/29	人物レファレンス事典美術篇	日外アソシエーツ
2013/5/29	美術家人名事典 古今・日本の物故画家3500人	日外アソシエーツ
2013/5/29	美術年鑑 平成25年版	美術年鑑社
2013/5/29	美術名典 2013	芸術新聞社
2013/5/29	美術手帖 年鑑2000	美術出版社
2013/5/29	文芸年鑑2011 日本文芸協会編	新潮社版
2013/5/29	20世紀物故洋画家事典	美術年鑑社
2013/5/29	デザイナー人名事典	日外アソシエーツ
2013/5/29	日本のイラストレーター1000人 2001	アートバンク
2013/5/29	イラストレーションファイル2009 (上下巻)	玄光社
2013/5/29	日本美術年鑑 昭和30年度版	東文研
2013/5/29	日本美術年鑑 昭和35年度版	東文研
2013/5/29	日本美術年鑑 別冊 (図版索引)	東文研
2013/5/29	日本美術年鑑 (物故者記事のみ) 昭和37年度版~平成23年度版	東文研
軍関係		
2013/5/29	日本陸軍将官総覧	PHP研究所

企業アーカイブを活用するための著作権の処理

2013/5/29	日本海軍将官総覧	PHP 研究所
2013/5/29	日本陸軍将官総覧	新人物往来社
2013/5/29	終戦時帝国陸軍全現役将校職務名鑑索引	
2013/5/29	日本陸軍将官辞典	芙蓉書房
2013/5/29	帝国陸海軍将官同相当官名簿	朝日新聞
2013/5/29	陸海軍将官人事総覧 陸軍編	芙蓉書房
2013/5/29	日本陸海軍の制度・組織・人事	東大出版
新聞データベース		
2013/5/29	ヨミダス歴史館	読売新聞社
2013/5/29	聞蔵Ⅱビジュアル	朝日新聞社
2013/5/29	毎索	毎日新聞社
インターネットデータベース		
2013/5/24	日本美術著作権機構 著作権者検索	
2013/6/5	東文研 美術家・美術関係者資料検索	
2013/6/5	東文研 美術年鑑所載物故記事	
2013/6/5	Yahoo Japan	
2013/6/5	国立国会図書館サーチ (NDL-OPAC)	